

- 1 一括質問一括答弁方式
- 2 一問一答方式

# 小平市議会定例会一般質問通告書

質問件名 市民の健康を守るためアスベスト対策をすすめよう

質問要旨 (初めに質問全体の趣旨、次に具体的な質問内容を項目別に記入してください)

アスベストの飛散防止対策の強化を目的とした大気汚染防止法と東京都環境確保条例が改正され今年 6 月に施行となりました。今回の改正では、建物の大きさに関係なくすべての建物に対して解体工事前に、アスベストの含有に関する事前調査を行い、その調査結果についての公表が義務付けられたことが大きなポイントとなっています。調査対象となっているのはもっとも危険なレベル1の吹き付けアスベストだけでなく、戸建て住宅で使われている可能性が高いレベル3のアスベスト成形版も含まれ市民への影響も大きいものです。以前より木造の戸建て住宅などでも、スレートの屋根材や外壁、床材、水回りやキッチン回りに耐水耐火用としてアスベスト成形版が使われている場合があることから、解体時の対策が指摘されていました。法の施行により今後は一般住宅の解体工事においても事前調査と結果の掲示が義務付けられたことから確実に行われるようチェックが必要です。市民の健康を守るためのアスベスト対策について以下質問します。

1 大気汚染防止法と東京都環境確保条例が改正された背景についてお示ください。

2 現状でもアスベストについての事前調査とその結果の掲示などが徹底されていないと思われるケースがあります。法改正後は戸建て住宅解体時も義務化されますがチェックはどのように行われますか。

3 地震等での建物の倒壊時のアスベスト飛散に備える対策が必要と考えますが見解を伺います。

4 アスベストの飛散防止対策の強化を目的とした大気汚染防止法と東京都環境確保条例が改正について市民、事業者への周知について伺います。

上記のとおり、小平市議会会議規則第 57 条第 2 項により通告します。

平成 26 年 11 月 13 日 小平市議会議長 殿 小平市議会議員 氏名 \_\_\_\_\_

受付番号【           】

25	24	23	22